

平成27年度 豊浦中学校いじめ防止基本方針

新発田市立豊浦中学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

児童生徒に対して、その児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめ防止のための取組の基本方針

①【いじめの未然防止】

・いじめを許さない学校づくりに努め、望ましい人間関係を構築できるように支援する。

②【いじめの早期発見】

・職員が一丸となって、いじめの早期発見に努め、いじめ見逃しゼロを目指す。

③【いじめへの対応】

・被害生徒を絶対を守るため、「毅然・迅速・丁寧」に対応する。

・家庭との連携をしっかりと図り、被害生徒と保護者の思いを反映させた対応をする。

・状況により、警察等の関係諸機関と連携して対応する。

3 いじめ防止対策のための組織

（1）いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

いじめ・不登校対策委員会

構成員：校長 教頭 生徒指導主事 各学年主任 特別支援担当 養護教諭

（2）日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織

生徒指導部会

構成員：校長（教頭） 生徒指導主事 各学年生徒指導担当 特別支援担当 養護教諭

（3）必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

新発田市教育委員会：指導主事 S S W

新発田児童相談所

スクールカウンセラー

新発田警察署：生活安全課 スクールサポーター

（4）組織の役割

- ・学校基本方針の取組の実施。
- ・「いじめを許さない学校づくり」のための具体的な年間指導計画の作成、実行、検証、修正。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に関する情報の収集、記録、職員への周知。
- ・いじめの疑いに関する情報があった時に会議を実施し、対応方針の迅速な決定。
- ・外部機関へのいじめの相談、通報の窓口。

4 基本方針①『いじめの未然防止』に向けた取組

(1) 規律の育成

- ・ 道徳教育、同和教育を充実させる。
- ・ ネットトラブルに関する「消費者講座」を実施する。また、情報モラル教育を計画的に行う。
- ・ 生徒会主催による「全校いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施する。
- ・ 「だめなものは、だめである」と毅然と言える職員集団を形成し、組織的な対応をする。
- ・ 生徒が安心して過ごすことができる学級、学年経営を実施する。
- ・ 授業規律を図るため、「豊浦地区小中学校 授業の約束」を徹底させる。

(2) 学力の育成

- ・ 生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間である。授業の中で生徒のストレスを高めないため、「分かる授業」に努める。

※ここで言う「分かる授業」とは、単に学力向上を目指す授業ではなく、すべての生徒が授業に参加し、授業場面で活躍し、理解できるという授業をさす。

- ・ 基礎学力向上のために、各学年部で家庭学習に取り組ませ、点検、アドバイスをする。

(3) 自己有用感（自分は他人や社会の役に立っているという意識）の育成

- ・ 「当たり前が当たり前でできる生徒」を褒め、認めることができる職員集団の形成。また、全校集会や学年集会、たより等で積極的に褒める機会を設ける。
- ・ スクールネットワークによる異学年交流を実施し、全校の一体感を形成する。
- ・ 学校行事や特別活動で、生徒が主体的に活躍できる場を設定する。
- ・ 総合的な学習の時間において、「社会体験活動」などを計画的に行う。

(4) 社会性の育成

- ・ 集団生活にうまく適応できない生徒への継続的な指導、支援に努める。
- ・ 道徳、特別活動の充実を図り、ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター、レクリエーションを実施し、良好な人間関係、集団づくりを行う。
- ・ 部活動を通して、目標に向かって努力することや良好な人間関係を構築できるように支援する。
- ・ 職員、生徒、地域一体となった朝の挨拶運動を実施する。

5 基本方針②『いじめの早期発見』に向けた取組

(1) 生徒指導体制

- ・学期に1回(6, 11, 2月)、いじめアンケートの実施する。
- ・休み時間の生徒の様子は、全職員で見守り、生徒との『関わり』を大切にする。10分休みは、授業を終えて、次に空き時間の職員がその学年の階で生徒の様子を見守る。昼休みは、学年部で教室や体育館の生徒の様子を見守る。授業時間中のパトロール活動にも取り組む。
- ・担任が「生活ノート」などを通して生徒との交流に努める。
- ・週に1回の生徒指導部会で情報交換を行う。そこで確認されたことを全職員に周知し、全職員で見守っていくことを確認する。
- ・養護教諭が欠席生徒と連続欠席日数の一覧表を校長、教頭、生徒指導主事に毎日回覧する。

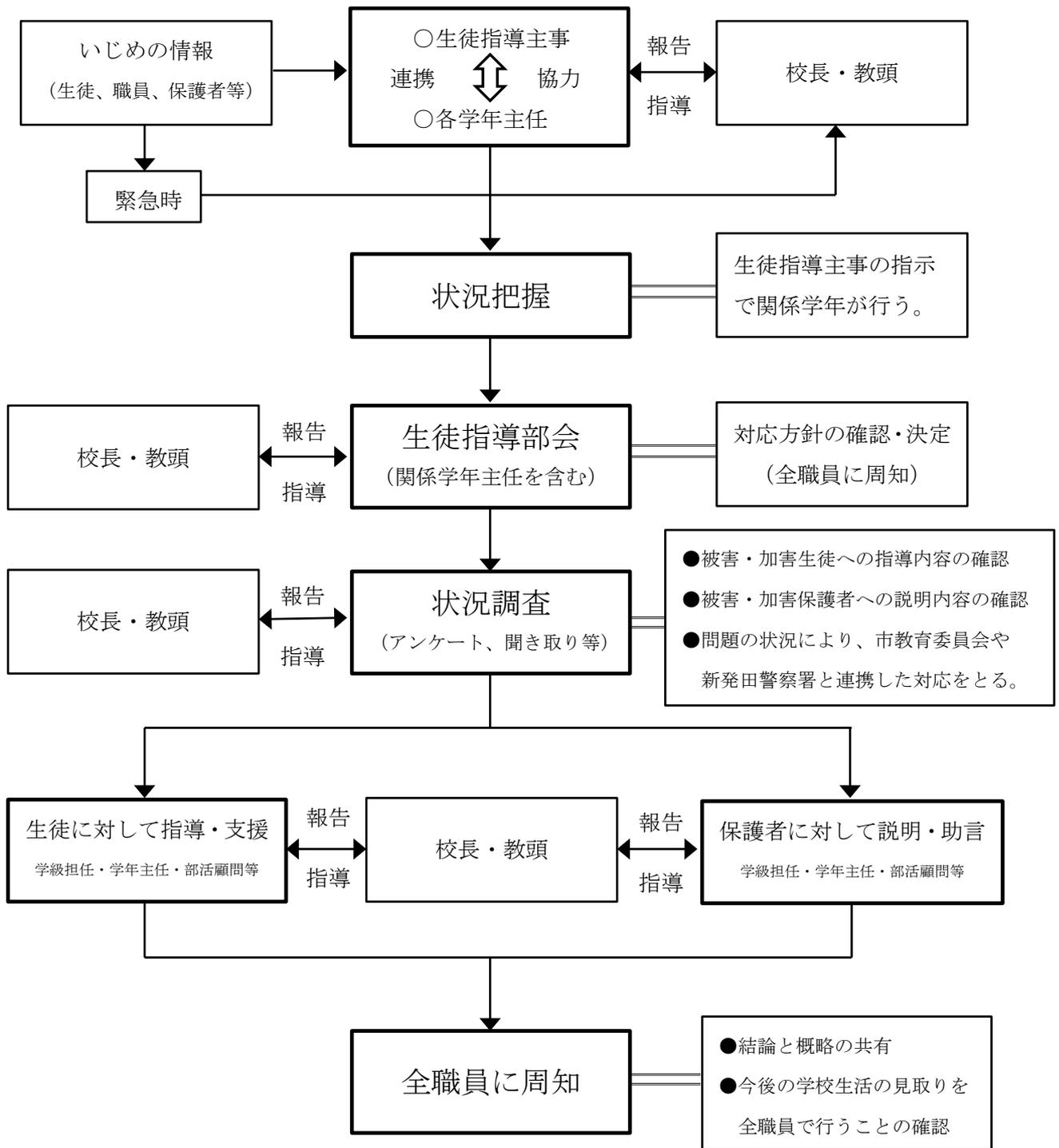
(2) 教育相談体制

- ・学期に1回(5, 10, 1月)、担任が自教室で教育相談を行う。なお、事前にいじめを含め、学校生活の様子がわかるアンケートを実施しておく。
- ・スクールカウンセラーを活用する(月2回程度)。
- ・SSWを活用する。
- ・担任と保護者との面談を実施する。(7月, 12月)

(3) 外部機関との連携

- ・積極的に情報収集を行い、情報提供に対しては、事実確認を含め、迅速に対応する。

6 基本方針③『いじめへの対応』について



7 校内研修

- ・被害、加害が心配される生徒の情報交換及び、いじめに対する基本方針の確認（4月）
- ・いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修（8月）
- ・いじめを含めた生徒指導に関する資料の回覧（不定期）

8 いじめ防止に向けた取組の評価

- ・保護者アンケートの実施（7月、12月）
- ・教職員による学校評価アンケートの実施（12月）

9 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- ・生徒指導たよりを通して、家庭で気になる様子がある場合は、遠慮なく学校に相談してほしいことを呼びかける。また、いじめアンケートの結果を報告し、いじめへの学校の対応についても知らせる。
- ・豊浦地区青少年健全育成協議会の活動を通して、地域への啓発を年間継続して行う。
- ・豊浦地区教職員協議会の生徒指導部会で、小学校と中学校での課題などの情報交換を行い、課題の克服のために小中連携した活動に取り組む。

10 重大事態への対処

（1）重大事態の意味

○いじめにより在籍児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

児童生徒が自殺を企図した場合 身体に重大な傷害を負った場合

金品等に重大な被害を被った場合 精神性の疾患を発症した場合

児童生徒や保護者からいじめられて「重大事態」に至ったという申立てがあった場合

○いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（相当の期間：年間30日を目安）

（2）重大事態の報告

重大事態発生

学校 → 市教育委員会 → 新発田市長

※学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり

（3）調査の主体について

○基本的には、学校が主体となって調査を行う。

○次のような場合、市教育委員会が主体となって調査を行う。

- ・学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

（4）調査を行う組織

○重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。

○学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。

○この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない者（第三者）の参加を図る。

（例：市教育委員会 S S W，市担当弁護士，学識経験者，精神科医，職能団体等）

（5）事実関係を明確にするための調査の実施

○客観的な事実関係を速やかに調査する。

○不都合なことがあっても事実にしかりと向き合う。

○「事実を明確にする」ために、いじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「いじめの背景」「児童生徒の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を網羅的に明確にする。

○いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒、在籍児童生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
- ・いじめられた児童生徒、情報提供をしてくれた児童生徒を守ることを最優先する。
- ・いじめられた児童生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。

○いじめられた児童生徒から聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

（6）調査結果の提供及び報告

○いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告する。

①いじめ行為がいつ ②誰から ③どのような様態で ④学校がどのように対応したか

- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
- ・質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
- ・調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

○調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。
- ・いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、新発田市長に送付する。